

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		こども医療費受給資格の登録
根拠法令等及び条項		栃木市こども医療費助成に関する条例施行規則第2条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市こども医療費助成に関する条例第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市こども医療費助成に関する条例抜粋</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当するこども(以下「対象こども」という。)の保護者のうち、市長が交付するこども医療費受給資格者証を有する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有するこども(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となるこども及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているこどもを除く。)</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により栃木市が行う国民健康保険の被保険者となるこども</p>	